年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	同意又は許可を得たとみなされた学校教育施設等整備事業債（平成二十三年度補正予算（第一号）により追加された学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額）を含む。以下「平成二十三年度東日本大震災全国緊急防災施策債」という。）、平成二十四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度東日本大震災全国緊急防災施策債」という。）、平成二十五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十八年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十九年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成三十年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）及び令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）で総務大臣の指定するものの額
四十九　令和元年度及び令和二年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円 1　国土強靭化施策に要する費用に充てるため、令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度国土強靭化施策債」という。）及び令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度国土強靭化施策債」という。）のうち防災・減災・国土強靭化緊急対策事業に係る地方債で総務大臣が指定したものに係る額並びに令和元年度及び令和二年度において発行について同意又は許可を得た緊急自然災害防止対策事業に係る地方債の額 ［2　略］

［2～4　略］

年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	同意又は許可を得たとみなされた学校教育施設等整備事業債（平成二十三年度補正予算（第一号）により追加された学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額）を含む。以下「平成二十三年度東日本大震災全国緊急防災施策債」という。）、平成二十四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度東日本大震災全国緊急防災施策債」という。）、平成二十五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十八年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十九年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成三十年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）及び令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）で総務大臣の指定するものの額
五十　令和元年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円 1　国土強靭化施策に要する費用に充てるため令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度国土強靭化施策債」という。）のうち防災・減災・国土強靭化緊急対策事業に係る地方債で総務大臣が指定したものに係る額及び令和元年度において発行について同意又は許可を得た緊急自然災害防止対策事業に係る地方債の額 ［2　同上］

［2～4　同上］